

防災監視装置の修理 仕様書

1. 件名

防災監視装置の修理

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（以下「原子力機構大洗」という。）に設置している防災監視装置（明電舎製）の修理を実施するために、当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

防災監視装置は、各施設の火災警報、放射線警報、設備警報を警備所で監視するための装置であるが、北門警備所に設置している中央監視装置（監視用 PC）が故障したことから早急に修理する必要がある。

受注者は対象機器の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 原子力機構大洗 北門警備所

4. 納期

令和 8 年 12 月 28 日

5. 作業内容

5. 1 対象設備

(1) 防災監視装置 中央監視装置（明電舎製）

型式：μ PORT M5

5. 2 作業範囲、項目及び内容

(1) CPU ボード修理

①コンデンサ交換

②MCH 交換

6. 支給物品及び貸与品

6. 1 支給品

(1) 点検・試験に係る電気（AC100V）について、各施設のコンセントより支給する。

6. 2 貸与品

なし

7. 提出書類

- (1) 作業報告書 作業終了後速やかに 1部
(提出場所)
原子力機構大洗 保安管理部 危機管理課

8. 検収条件

「5. 作業内容」を全て実施し、「7. 提出書類」の確認を行い、原子力機構大洗が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

9. 適用法規・規定等

- (1) 大洗原子力工学研究所品質マネジメント計画書及び同計画書に基づく文書
- (2) 保安管理部品質マネジメント要領書及び同要領書に基づく文書
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 安全衛生管理規則
- (5) 安全管理仕様書
- (6) 作業責任者認定制度
- (7) その他関係法令及び原子力機構内規定等

10. 安全管理

- (1) 作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- (2) 作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- (3) 受注者は、作業着手に先立ち原子力機構と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- (4) 受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- (5) 作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- (6) 受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。
- (7) 受注者は、原子力機構大洗で認定された現場責任者を作業中配置させて、作業員を指揮、監督し工事管理、規律維持及び労働災害防止に務める。
- (8) 実施要領書に定められていない作業（計画外作業）は行わないこと。ただし、やむを得ず計画外の作業を実施する必要がある場合は、作業を中断し、提出した要領書等を改定して原子

力機構の確認を得てから作業を再開すること。

(9) 作業要領書については安全に関わるホールドポイントを明確にすること。

(10) 受注者は、「安全管理仕様書」を遵守すること。

(11) 資格を必要とする作業については、有資格者を従事させること。

1 1. 特記事項

(1) 受注者は原子力機構大洗が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構大洗の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構大洗の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構大洗の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構大洗の指示に従い行動するものとする。

1 2. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様にて定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 3. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うとともに決定事項は議事録に残すこととする。

1 4. 検査員及び監督員

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

(1) 防災監視装置の修理 保安管理部 危機管理課員

以上